

平成 27 年度 第 3 回南島原市入札監視委員会 概要報告書

開催日時	平成 28 年 2 月 12 日 (金) 午後 2 時 00 分～午後 3 時 50 分
開催場所	南島原市役所 3 階 D 会議室
審議内容	<p>1. 開会</p> <p>2. 抽出案件の審査・質疑応答</p> <p>①市道大払 5 号線道路改良工事</p> <p>②市道陣場支線道路改良工事</p> <p>③市道宮ノ下塩塚線道路改良工事</p> <p>④南島原市防災行政無線情報配信整備工事</p> <p>⑤予備用・浄化用破碎機部品取替修理</p> <p>⑥布津グラウンド改修工事設計業務委託</p> <p>⑦日野江城・原城屋外トイレ新築設計業務委託</p> <p>3. 質疑案件</p> <p>①失格が多い工事は設計額の適正が問題か？</p> <p>②指名参加者数に達しないものが散見される。理由は何か？</p> <p>4. その他</p> <p>5. 閉会</p>
出席者 (委員)	<p>委員長 梅本 義信 委員 中村 良治</p> <p>委員 本田 博徳 委員 岩本 公明</p>
(南島原市)	<p>南島原市副市長 山口 周一</p> <p>総務部長 宮崎 太</p> <p>総務部 管財契約課長 小林 道昭</p> <p>〃 総務課長 綾部 洋一</p> <p>〃 契約班長 中村 健</p> <p>〃 契約班 隈部 修司</p> <p>〃 防災交通班 平 航也</p> <p>建設部 建設課長 松嶋 嘉治</p> <p>〃 都市計画課長 大野 茂</p> <p>〃 維持防災班 植松 裕人</p> <p>〃 建設改良班 田中 健一、田中 宏和</p> <p>〃 都市計画班 川田 万希男</p> <p>企画振興部 地域政策班長 山口 篤弘</p> <p>市民生活部 衛生局第一課長 高木 哲也</p> <p>教育委員会 教育総務課長 山崎 康德</p> <p>〃 施設管理班長 松藤 邦夫</p>

【議事】

意見・質問事項	回 答
<p>1. 開会</p> <p>2. 抽出案件の報告について</p> <p>①市道大払5号線道路改良工事 (抽出理由) ・落札額と最低制限価格が近似している。</p> <p>(委員) 見積りがしやすいということで、最低制限価格に近似値となっているということは理解した。</p> <p>失格者もなく、結果から見ると、この入札については、問題ないと思われる。</p> <p>②市道陣場支線道路改良工事 (抽出理由) ・落札者を除き全員失格となっているが、他の入札と何か違いがあるのか。 ・最低制限価格の取扱い変更と関係はないのか。 ・落札額と最低制限価格が僅差である。</p>	<p>(担当課) 工事概要の説明</p> <p>(事務局) 入札方式及び入札結果等の説明</p> <p>一般的な道路改良工事であり、比較的積算がしやすいものとなっていることから、ランダム係数の結果により落札額と最低制限価格が近似している。</p> <p>(事務局) 見積りがしやすいという意味は、積算については、一般的な工事で、特殊な工事ではなかったためという意味である。</p> <p>(担当課) 工事概要の説明</p> <p>(事務局) 入札方式及び入札結果等の説明</p> <p>最低制限価格に関する係数は1.005というのが最大値であり、それに近い高い数値であったため、ランダム係数によっては、全者落札者となりうる入札をしているが、係数により1者残りであるという結果となった。</p>

<p>(委員)</p> <p>ランダム係数が最大値に近い数値に振れれば、場合によっては全者失格という可能性もあるということか。</p> <p>ランダムについては、「くじ」のようなもので、ほとんどの入札者がわずかな金額幅であるため、難しいと思われる。</p> <p>最低制限価格を設計の9割にもってきているが、県内の自治体は似たような状況であるのか。</p> <p>最低制限価格を8割にすると、業者が厳しいということか。</p>	<p>最低制限価格の取扱い変更については、9月より施行しているが、事前にホームページ等で周知しており、公告等の資料においても事前に告知をしているため、ランダム係数を掛ける前の基本価格の積算に関して影響はないと考えている。</p> <p>落札額と最低制限価格が僅差であると言うことについては、ランダム係数の結果によるものである。</p> <p>(事務局)</p> <p>その可能性はある。</p> <p>本件の落札者の札は、仮に高い数値が出た場合でも失格にはならないというような、高め残りという結果にはなっている。</p> <p>最低制限価格の基本となる導き方について、ホームページ等で公表しているのので、そこまでたどり着いた後、ランダム係数を読んでいくという札の投げ方であり、結果である。</p> <p>そうである。まず、長崎県が平成27年3月に自治体に対し通知を行っており、南島原市においても、そのことを踏まえて9月実施に向け2カ月以上前から、業者に対して周知を行ったところである。</p> <p>近隣の雲仙市、島原市においても同様な取扱いである。</p> <p>変更前は諸経費に応じて割合の幅が違いため、おおむね86%~90%の間で計算されており、南島原市の状況については、平均が約88%であった。</p> <p>数年前は80%という時期もあったが、近年では、他の自治体も86%~90%の間で平</p>
---	---

<p>諸経費に掛けると言うことは、積算の出し方が複雑であるため、業者によっては少しブレがあるというように理解しているが。</p> <p>今回の改正では、業者にとっては、むしろ導きやすくなったということか。</p> <p>(委員)</p> <p>ランダム係数が導入されているが、談合防止策の適正有効策と言えるか。</p> <p>(委員)</p> <p>自分の経験からすると、行政側にとっては気持ちの部分でも楽である。</p> <p>自分の積算額と、偶然、業者の積算額が同額である場合、そして、その積算範囲内にたどり着いた業者が多くなるほど、ランダム係数は自分の責任が軽減される。</p> <p>ランダムのシステムは、行政にとってプラスではあるが、受注者にとっては競争の上で落札ができないため、歯がゆさがあるものと理解している。</p> <p>(委員)</p> <p>確かに、システム自体はそれで良いと思うが、そもそもコストということを考えれば、経営努力で利益をとることが企業努力であるので、こういうやり方は、やる気を削ぐのではないか。くじだから。</p> <p>本来の道と外れているのではないか。</p>	<p>均がくるような結果になっていて、平成 27 年度を境に、90%に変更した自治体が多かった。</p> <p>そうである。しかしながら、現在では工事費内訳書の提出を義務付けている。</p> <p>(事務局)</p> <p>現在の入札のシステムにおいては、有効であると考えている。</p> <p>(山口副市長)</p> <p>業者にとっては、わずかな額で落札結果が左右されるため、「くじを引いているようだ」という声が業者からあっている。</p>
---	--

失格が多いのは、そもそもコストの計算が間違っているのではないかと、一般的には思わざるを得ない。

安価であっても、工事が出来れば問題ないのではないかという疑問も残る。

(委員)

発注者側からして怖いのは、安価で行った場合、完成物がしっかり出来るかという心配と、長崎県における労務単価の計上については不十分であるため、賃金等に反映されない恐れもある。

労務積算に対する業者の意識も低いため、九州内でも長崎県の労務単価は上がってこない。

(委員)

どの業種においても、低いと感じる。
賃金は上がらないのか。

(委員)

現在は安全管理や現場管理について、適正に遣うように発注者側は指導しているが、発注者として現場を管理するときに、どの程度把握しているかどうか。現在の職員は現場においてあまり把握していないのではないか。

以前と比べ業者との対話も少ないし、受注者任せになっている。本来であれば、現場へ出向き、発注者は適正な指導を行うべきである。

③市道宮ノ下塩塚線道路改良工事

(抽出理由)

- ・落札額と最低制限価格が2,000円である。
- ・失格者が多数(18者)に及んでいる。

(担当課)

工事概要の説明

(事務局)

入札方式及び入札結果等の説明

<p>(委員長) ランダム係数が原因ということは理解したが、最低制限価格に対する係数が事案毎に変わっているが、どういう形で決まっているのか。</p> <p>(委員) ランダム係数の幅というのは、長崎県、市町を含め同じようなものであるか。</p> <p>実態として、ランダム係数を導入しているところは、その数値によっては、落札者（予定価格の範囲に収まる業者）が多数出るということか。</p> <p>見積りはほぼ変わらないので、やはりランダム係数がどうなるかということが、くじのようなものだと言わざるを得ない。</p> <p>(委員) 業者が入札に際して提出する、見積（積算）書については、落札者分のみしか確認していないのか。どのように確認しているのか。</p>	<p>ランダム係数が比較的高かった（1.003～）ため、24 者中 18 者が失格となっている。</p> <p>(事務局) まず、基本価格を決めるにあたって、設計書に基づいて事前ランダム係数を掛け、最低制限価格の基本価格を設定する。 これを通常 1 回目のランダムと呼んでいる。 その後、最低制限価格の基本価格に対して入札会場で、参加業者の目前でパソコンによって 2 回目のランダム係数を掛け、最終的な最低制限価格を決定している。 いわゆる、機械化によって決定するものである。</p> <p>(事務局) ほぼ同じである。おおむね、1.0 に対し、±0.5%の範囲内である。 ランダム係数の幅を変えても、ねらい所は同じになる。 南島原市の現在の範囲は適正であると考えている。</p> <p>基本としては、設計価格＝予定価格であるが、端数処理というようなことも含めランダムを採用しており、やむを得ない現状である。</p> <p>(事務局) 全者確認をして、計算も行っている。</p>
--	---

<p>まれに、自社で積算を行わず、積算会社に依頼している会社がある。そして、それを使い回している可能性もある。</p> <p>落札者だけでなく、全者分を見ることが必要で、コピーで提出しているものがある場合、談合の恐れがある。</p> <p>このようなチェックは行っているか。</p> <p>全体的にチェックすることが必要である。</p> <p>コンサルタント会社が積算ソフトで積算を行っているケースが多い。</p> <p>(委員)</p> <p>積算会社を使っても良いのか。禁止しているわけではないのか。</p> <p>(委員)</p> <p>積算ソフトに投資する額は相当なものがあるため、地元の中小業者にとっては、委託するほうが良いのかもしれない。</p> <p>今後も留意して、累積的にデータを集める必要がある。</p> <p>④南島原市防災行政無線情報配信整備工事 (抽出理由)</p> <p>入札参加者が4者と少なかった理由は？ (同じ工種の案件で8者の案件がある。)</p>	<p>行っている。また、事後審査の名目上は、落札候補者に対する事後審査ではあるが、提出のあった応札業者の工事費内訳書は全者チェックを行っている。</p> <p>(事務局)</p> <p>禁止はしていない。</p> <p>(担当課)</p> <p>工事概要の説明</p> <p>(事務局)</p> <p>入札方式及び入札結果等の説明</p> <p>電気通信工事の中でも、防災行政無線の整備工事ということで、専門業者が少ないということが原因として考えられる。</p> <p>本年度、同じ工種を発注した際、8者の参加があったが、遠方監視装置の工事であり、今回と同様とは考えていない。</p>
--	--

<p>(委員) 積算方法はどのように行ったか。いわゆる標準歩係でできるのか、見積りでできるのか。</p> <p>工事価格を決めるためのものは、見積りであるのか、歩掛で積算したものか。</p> <p>その機器の見積りを取ったとき、どのように行ったか。何者から取ったのか。</p> <p>Jアラートの機器は指定か。</p> <p>見積りをとった機器の総額はいくらか。</p> <p>電気工事の業界はなかなか難しいが、多分にメーカーと連携している。</p> <p>今回の見積りの方法についても、ありとあらゆるところから見積りを取っていれば、結果は違っていたと考えられる。</p> <p>機械に準じた場合、自ずと業者は限られると思われる。とすると、参加業者も限られてくるのではないか。</p>	<p>(担当課) 委託した設計業者の成果に基づき起工している。</p> <p>平成 27 年度電気通信設備工事積算基準書の第 2 節、テレメータ設備工事の歩掛を基に積算している。</p> <p>機器については見積りを行っている。</p> <p>物価本にあるものはそれを採用し、それ以外のものについては、3 者から見積りを取り最低額を採用している。</p> <p>基本的に新規の機器はなく、現在取り付けてあるものに対して連携する機器がほとんどである。</p> <p>今回の場合、現存機器に対するサーバーが中心である。</p> <p>約 5,700 万円である。</p> <p>現在運用している防災行政無線の機器のメーカーが決まっているので、それに対応した機器に限定される。</p>
<p>(委員) 機器に汎用性はないのか。</p>	<p>(担当課) 汎用性はない。</p>
<p>(委員) 汎用性があれば、どの分野からでも入ってくると思うが、それがなくなかなか業者が入りたがらない部分がある。</p>	<p>(事務局) 最初にその系列が取ったところが、継続的に強いというのはある。</p>

<p>(委員)</p> <p>わからない訳ではないが、そのような世界があるということは、断言はできないが有ると考えている。</p> <p>似たような機械があるのであれば、系列が違うところも含めて、5者～10者見積りを取ってみると、各業者の参加意欲がわいてくるのではないか。</p> <p>機械に類する見積りを取ったのでは、そこに関連する業者しか入ってこない。</p> <p>工事費のほとんどは機器費になっているので、見積りの取り方もいろいろあったのではないか。</p> <p>(委員)</p> <p>それは、他の部分でもいえる。</p> <p>⑤予備用・浄化用破碎機部品取替修理</p> <p>(抽出理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指名7者中4者が辞退し、結果不落となっている。辞退理由は何か。 ・不落後の対応はどのようになっているのか。 	<p>(担当課)</p> <p>工事概要の説明</p> <p>(事務局)</p> <p>入札方式及び入札結果等の説明</p> <p>事前に、4者が文書により辞退している。辞退の理由については、すべて「技術者の配置が困難である」というものである。</p> <p>これは、発注の時期と会社の状況の結果であるととらえている。</p> <p>3者による入札となったが、入札の状況については、1者が非常に高い数字で応札し、2者については、応札はしているが、最低制限価格を割り込み失格となった。</p> <p>参考までに、このときの最低制限価格のランダム係数は1.002～という1.0よりも高い数値が出ている。</p>
---	---

<p>(委員) 辞退の理由として、「技術員の配置が困難である」とのことであるが、時期が悪かったということか。</p> <p>(委員) 専任配置ではないと思うが。</p> <p>(委員) 専任技術者を求めているものでもないし、金額が安いから、辞退したのではないか。</p> <p>(委員) 福岡等の、遠方からになると交通費が高いという理由もあるのかもしれない。</p> <p>(委員) 市内の業者についても、技術員が足りないという理由で辞退をしているが。</p> <p>(委員) 最初の入札の際に、失格が2者あって、1者は4倍くらいの金額で応札しているが、見積書の精査は行ったのか。 これほどの金額の差があるのかという素朴な疑問を感じる。</p> <p>(委員) 推測ではあるが、高い金額で応札した業者は「絶対にとらない」という意思表示であると思われる。</p>	<p>(担当課) 不落後の対応については、今回の業務については特殊な業務であったため、取り扱う業者が少ないことや、不慣れな業者が落札しても調整ができない等の理由から、予備用と浄化用を分割し、随意契約により執行した。</p> <p>(事務局) 指名した業者の回答としては、「技術者はいるが、他の業務にあたっているから」という辞退理由である。</p> <p>(事務局) そうである。</p> <p>(事務局) 機械器具設置工事の指名競争入札ということを鑑み、市内業者で登録があり、資格のある業者は、指名に入れている。</p>
--	--

<p>指名されたから応札しているが、仕事はしないということであり、通常の札の2倍3倍での応札の者は、間違っても受注しないということであろう。</p> <p>(委員) ということは、辞退とは若干違うのか。</p> <p>(委員) 辞退をしても、以後の指名に影響はないとされているが、もしかしてあるかもしれないという思いもあったのではないか。</p> <p>(委員) 誠意のある入札をしてもらいたい。</p> <p>(委員) このような入札であれば、辞退をしたほうがすっきりする。</p> <p>(委員) 同感であり、そのほうが誠意があるのとらえる。</p> <p>(委員) 入札の際に失格した2者が、見積りに参加しているが、問題はないのか。</p> <p>(委員) 高額入札を行った業者について、事業担当課長はどうとらえているか。</p> <p>(委員) 結局、後で随意契約をしたら、335,000円と245,5000円の合計額で、入札と同じ工事が出来たということか。 合わせて60万円弱であるが、入札で行ったときの金額は110万円程度ということで、</p>	<p>(事務局) 指名を受けたので、入札に参加をするという意味を示しているのではないか。</p> <p>(事務局) 当該業者については、様々な業種に幅広く登録していることも含めて、辞退はしないという方針ではないかと思われる。</p> <p>(事務局) 当初入札で正当な札で入札を行っていることから、参加させて問題ない。</p> <p>(担当課) 意欲がなかったととらえている。</p> <p>(担当課) そうである。</p>
---	---

<p>結果として、見積りで行ったことで、安い金額で出来ている。</p> <p>(委員) 分割発注すると高くなる可能性もあるが、安くなる場合もあるのかということは理解した。</p> <p>(委員) 分割すると、コストが高くなるような気がするが。</p> <p>(委員) 落札業者は、指名には入っていなかったが。</p> <p>(委員) 今回の場合、新たに業者を探し、見積りを行ったことが奏功したということで理解した。</p> <p>⑥布津グラウンド改修工事設計業務委託 (抽出理由) ・落札額が予定価格に対し低すぎはしないか。</p>	<p>(事務局) 落札業者は、九州外の業者であり、入札の際の選定条件にある「九州内」ということに合致していなかったため。 随意契約の場合、実績等から、地域を外して実績のある業者を探した上で、見積りを行った。</p> <p>(担当課) 工事概要の説明</p> <p>(事務局) 入札方式及び入札結果等の説明</p> <p>担当課に積算に問題はなかったか確認を行ったが、「問題はなかった」という解答を得ている。</p> <p>(担当課) 金額的に下げるとするのであれば、測量設計費で下げてきたのではないかと思われる。</p>
--	--

<p>(委員) 成果品をチェックして問題はないか。</p> <p>現地に対して不具合はないか等のチェックは行ったか。</p> <p>問題は成果品である。その成果品が現地にあっているかどうか。納品の際に現地で確認を行うくらいのことをしてほしい。</p> <p>⑦日野江城・原城屋外トイレ新築設計業務委託</p> <p>(抽出理由) ・1回目、2回目も同一者が最低札で、他はすべて超過。</p> <p>(委員) 建築確認申請が不要であることは、明記はしているか。</p>	<p>積算においては、長崎県の標準単価等を採用しているので間違いはない。</p> <p>(担当課) 現在のところ特に問題はない。</p> <p>設計自体がまだ完了していない。</p> <p>行う予定である。</p> <p>(担当課) 工事概要の説明</p> <p>(事務局) 入札方式及び入札結果等の説明</p> <p>設計そのものに問題はなかったのかということについては、入札後、担当課に確認を取ったが、「問題ない」ということであった。</p> <p>(担当課) 今回の設計については、長崎県の建築設計の基準で、同じように行った。 ただし、今回の場所については建築確認申請の業務が不要な場所ということで、設計から外している。 それ以外については、特段変わりはない。</p> <p>(担当課) 都市計画区域外であり建築規模も該当するものではなく、不要であることは当然のことであるため、あえて示す必要はなかったと考えている。</p>
--	--

<p>建築士だから当然理解していると。</p> <p>そうであるならば、超過する原因は何であったのか。</p> <p>業務費内訳書は取っていないのか。</p> <p>2回目の札で40万円落としてきているが、本当に競争しているのであれば、他の業者ももっと落としてくると思われるが、何か高めに出る要因があったのか。</p> <p>推測であるが、要因については2つほど想像できる。</p> <p>1つ目は最低札を決めて、入札に臨んでいたのではないか。</p> <p>2つ目は積算に現れていない要因が現場にあったのではないか。</p> <p>後で検証するときに気をつけてもらいたい。</p> <p>縦覧設計書により、発注者側と受注者側の意図が通じているか通じていないかが心配なケースである。そういうことを考えながら仕事をしてほしい。</p> <p>(委員) 具体的な場所は。</p> <p>(委員) 今回の案件は単純な平面計画ではなく、構造物の設計まで行ったものなのか。</p>	<p>そうである。</p> <p>不明である。</p> <p>取っていない。</p> <p>応札者がどのように考えたかということで、不明である。</p> <p>今回は500万円弱の設計金額であったが、本年度から大きな設計についてはプロポーザル方式を用いている。</p> <p>その方式で行っていた場合は、このような結果にはならなかったと考えている。</p> <p>(担当課) 日野江城の分については、(旧)北有馬駅舎を解体して、トイレと駐車場を整備するものである。</p> <p>原城の分については、南有馬のガソリンスタンド跡地と島原鉄道の線路跡地も利用し、駐車場等を整備するものである。</p> <p>(担当課) この設計により、工事発注まで可能なものである。</p>
---	---

<p>(委員) 工事費を含めた全体の予算額は。</p> <p>(委員) 北有馬駅も南島原市へ所有権を移転しているのか。</p> <p>通常であれば、移転後行うのではないか。</p>	<p>(担当課) 原城トイレ分が2,500万円、日野江城の分が2,300万円程度である。</p> <p>(担当課) まだ、されていない。</p> <p>今後、南島原市へ移管される予定であるが、それまでの期間は借用という形で事業を実施していく。</p>
<p>3. 質疑案件</p> <p>①失格が多い工事は設計額の適正が問題か？</p> <p>②指名参加者数に達しないものが散見される。理由は何か？</p>	<p>(事務局) ランダム係数の結果によるところが大きい。</p> <p>事務規定により、業者数の目途というものがあるが、同一日の同種案件や、年間を通しての指名回数の調整ということもあるため、定数ではなく、目途となる業者数を選定する場合もある。</p> <p>しかしながら、現在の状況としては、前回の入札監視委員会での意見を重視し、できるだけ定数として指名選定を行っている。</p>
<p>(委員) 目途ではあるが、それが有る以上はできるだけそれに沿った形がよいと考える。</p>	<p>(事務局) 現在の指名選定会議では、当委員会での意見を尊重しながら行っている。</p>

<p>【前回委員会で指摘のあった事項について】</p> <p>①入札資料の配付ミスによって入札が無効になった件についてのチェック体制の強化。</p> <p>②有効入札が1者のみで、他の業者はすべて超過というような不落案件において、業者に対し聞き取り等を行ってはどうか。</p> <p>③指名業者数は事務規定に沿って行うべきではないか。</p> <p>(委員長)</p> <p>これをもちまして、平成 27 年度第 3 回南島原市入札監視委員会を終了いたします。</p>	<p>(事務局)</p> <p>①チェック項目自体を改正し、担当者だけではなく課長、班長等を回付するようにする等の体制の強化を行った。</p> <p>入札無効の原因になった部分については、これまで担当課でしか行っていなかったが、新たに管財契約課でもチェックを行うようにしている。</p> <p>②現状において、呼び出しをする等をして個別に聞き取りを行うことは行っていないが、任意ではあるが、入札会場において、情報が聞き取れる業者から確認を行うようにしている。</p> <p>③事務規定に合致した指名業者数になるよう行っている。</p>
--	---